

「建設業退職金共済手帳申込書」(様式2号)が 変更になりました!

被共済者の建退共制度への意識を高めいただくために、平成16年4月1日以降新たに被共済者となった方を対象に、加入及び手帳が交付されたことを直接お知らせすることになりました。

そのため、共済手帳申込書が一部変更になり、すでに新様式も併用されています。

新様式は、1枚目に被共済者の住所記入欄を設けた4枚複写となっています。被共済者の住所記載において都道府県名は省略可能ですが、郵便番号は必ず記入してください。

現在は移行期間中のため、旧・新どちらの様式も受付しておりますが、

平成17年4月1日からは新様式でしか受付ができません。

《被共済者へお知らせする方法は・・・》

記入されたご住所へ「建設業退職金共済制度からのお知らせ(ハガキ)」をお送りいたします。

<p>郵便はがき</p> <p>料金後納郵便</p> <p>殿</p> <p>東京港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部</p> <p>親展</p> <p>内面に情報がございます。裏面からおはがしください。</p>	<p>建設業退職金共済制度からのお知らせ</p> <p>新規被共済者 殿</p> <p>時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、貴殿におかれましては、下記のとおり建設業退職金共済制度(略称建退共)の被共済者として新たに加入いただきましたので、ご通知申し上げます。 加入された被共済者には、事業主を通じて「共済手帳」をお渡しいたすこととなっておりますので、まだお受取りでない場合は事業主にご確認下さい。 (「共済手帳」については、便宜上事業主が保管している場合もございます。)</p> <p>建退共制度とは</p> <p>建退共に加入している事業主が、現場で働く従業員を被共済者として加入させ、掛金(共済証紙を共済手帳に貼付)を納めることで、被共済者が建設業界で働くことをやめた時に退職金が支払われるものです。</p> <p>記</p> <p>新規被共済者名 加入申込日(手帳交付日) 平成 年 月 日 加入申込みを行った事業主 共済契約者名</p> <p>共済契約者番号 この「お知らせ」並びに建退共制度についてご不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい</p> <p>問い合わせ先 建退共相談コーナー TEL 03-5400-4331 ホームページ http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/ 以上</p>	<p>建設現場で働く人のための退職金制度</p> <p>建退共</p> <p>加入すれば、みな安心。</p> <p>退職金は日本全国どこの現場でも <建退共></p>
--	---	--

被共済者のお手元にお知らせが届くのは、共済手帳申込み受付から約2ヶ月後です!

《お願い》

この「建設業退職金共済手帳申込書」は本部のコンピューターで直接用紙を読み込ませるため、所定の枠内にきちんと記入・押印されていないとエラーになってしまいます。そのため、お手数ですが記入例に従い手書きで記入をお願い致します。

※ 用紙は建退共長崎県支部及び建設業協会各支部で配布しております!

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部(Tel.095-826-2285)迄お問い合わせください。